制　度　対　象　者　一　覧　表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

障がい種別		等級・程度	医療費助成制度 重度障がい者	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	特定医療費（指定難病）助成	小児慢性特定疾病医療費助成	障がい者（児）歯科診療	障がい者歯科健康診査	障がい者（児）のお口のケアとリハビリテーション	吹田市要介護者（児）訪問歯科健康診査	重度障がい者訪問診査	後期高齢者医療制度の被保険者の認定
制度名称		頁	14	14	14	14	15	15	15	16	16	16	16
身体障がい（身体障がい者手帳）	視覚障がい	1	○	○				○	○				○
		2	○	○				○	○				○
		3	（注１）	○				○	○				○
		4	（注１）	○				○	○				
		5	（注１）	○				○					
		6	（注１）	○				○					
	聴覚または平衡機能の障がい	2	○	○				○	○				○
		3	（注１）	○				○	○				○
		4	（注１）	○				○	○				
		5	（注１）	○				○					
		6	（注１）	○				○					
	音声・言語・そしゃく機能の障がい	3	（注１）	○				○	○				○
		4	（注１）	○				○	○				○
	肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	1	○	○				○	○				○
		2	○	○				○	○				○
		3	（注１）	○				○	○				○
		4	（注１）	○				○	○				○
		5	（注１）	○				○					
		6	（注１）	○				○					
	内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器等）	1	○	○				○	○				○
		2	○	○				○	○				○
		3	（注１）	○				○	○				○
		4	（注１）	○				○	○				
知的障がい（療育手帳）		A	○					○	○				○
		B１	（注１）					○	○				
		B２						○	○				
難病			（注２）			○	○						

（注１）身体障がい者手帳と療育手帳（Ｂ１）を併せ持つ方が対象になります。
（注２）障がい年金１級又は特別児童扶養手当１級に該当する方が対象になります。

制　度　対　象　者　一　覧　表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

障がい種別		等級・程度 ＼ 制度名称 ＼ 項目	給付等						介護				
			補装具費の支給	重度身体障がい者（児）等日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	難聴児補聴器購入等助成券等の交付	福祉電話の貸与	車椅子の貸出し	手話通訳者派遣要約筆記者派遣	入院時コミュニケーション支援	訪問入浴サービス	配食サービス	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス
		頁	17	18～22	22～23	23	23	23	24	24	24	24	24
身体障がい（身体障がい者手帳）	視覚障がい	1	○	○			○			○	○	○	○
		2	○	○			○			○	○	○	○
		3	○	○						○			○
		4	○	○						○			○
		5	○	○						○			○
		6	○	○						○			○
	聴覚または平衡機能の障がい	2	○	○			○		○	○	○	○	○
		3	○	○					○	○			○
		4	○	○					○	○			○
		5	○	○					○	○			○
		6	○	○					○	○			○
	音声・言語・そしゃく機能の障がい	3	○	○						○			○
		4	○	○						○			○
	肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	1	○	○			○			○	○	○	○
		2	○	○			○			○	○	○	○
		3	○	○						○			○
		4	○	○						○			○
		5	○	○						○			○
		6	○	○						○			○
	内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器等）	1	○	○			○			○	○	○	○
		2	○				○			○	○	○	○
		3	○	○						○			○
		4	○	○						○			○
知的障がい（療育手帳）		A		○						○		○	○
		B１								○			○
		B２								○			○
難病			○	○	（注１）					○			○

（注１）小児慢性特定疾病医療費助成の認定を受けている在宅の方

制　度　対　象　者　一　覧　表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

障がい種別		等級・程度 ＼ 制度名称 ＼ 頁 ＼ 項目	手当・年金等										
			吹田市障がい者福祉年金	特別児童扶養手当	児童扶養手当	障がい児福祉手当	特別障がい者手当	難病患者等給付金	大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金	障がい基礎年金	障がい者（児）扶養共済	吹田市在日外国人重度障がい者給付金	大阪府重度障がい者特例支援給付金
			25	25	25	26	26	26	26	27	27	28	28
身体障がい（身体障がい者手帳）	視覚障がい	1	○	○	○	（注１）			（注２）		○	○	○
		2	○	○	○	（注１）			（注２）		○	○	○
		3	○	○							○		
		4	○										
		5	○										
		6	○										
	聴覚または平衡機能の障がい	2	○	○	○	（注１）			（注２）		○	○	○
		3	○	○							○		
		4	○										
		5	○										
		6	○										
	音声・言語そしゃく機能の障がい	3	○	○							○		
		4	○										
	肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	1	○	○	○	（注１）			（注２）		○	○	○
		2	○	○	○	（注１）			（注２）		○	○	○
		3	○	○							○		
		4	○	○									
		5	○										
		6	○										
	内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器等）	1	○	（注１）	○	（注１）			（注２）		○	○	○
		2	○	（注１）	○	（注１）			（注２）		○	○	○
		3	○	（注１）							○		
		4	○	（注１）									
知的障がい（療育手帳）		A	○	○	○	（注１）			（注２）		○	○	○
		B１	○	○							○		
		B２	○	（注１）							○		
難病				（注１）				○					

（注１）診断書の提出により認定の可否を判定します。
（注２）身体障がい者手帳と療育手帳を併せ持つ方が対象になります。

制　度　対　象　者　一　覧　表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

障がい種別	等級・程度	制度名称 ＼ 項目	助成・貸付											
		頁	自動車改造費助成	自動車運転技能習得助成	重度身体・知的障がい者（児）介護者自動車運転技能習得助成	生活福祉資金	福祉サービスに係る診断料の自己負担金助成	身体障害者手帳診断料の自己負担金助成	福祉タクシー利用券の交付	タクシー料金の障がい者割引	福祉タクシー（リフト付きタクシー）	重度障がい者等住宅改造助成金	家具等転倒防止器具設置助成	所得税等の所得控除額等
			29	29	29	29	29	29	30	31	31	31	31	32～33
身体障がい（身体障がい者手帳）	視覚障がい	1		○	○	○	○		○	○		○	○	○
		2		○	○	○	○		○	○		○	○	○
		3		○		○	○			○				○
		4		○		○	○			○				○
		5		○		○	○			○				○
		6		○		○	○			○				○
	聴覚または平衡機能の障がい	2		○	○	○	○			○		○	○	○
		3		○		○	○			○				○
		4		○		○	○			○				○
		5		○		○	○			○				○
		6		○		○	○			○				○
	音声・言語・そしゃく機能の障がい	3		○		○	○			○				○
		4		○		○	○			○				○
	肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	1	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○
		2	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○
		3	○	○		○	○			○		○		○
		4	○	○		○	○			○				○
		5	○	○		○	○			○				○
		6	○	○		○	○			○				○
	内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器等）	1		○	○	○	○		○	○		○	○	○
		2		○	○	○	○		○	○		○	○	○
		3		○		○	○			○				○
		4		○		○	○			○				○
知的障がい（療育手帳）		A			○	○	○		○	○		○	○	○
		B 1				○	○			○				○
		B 2				○	○			○				○
難病														

制　度　対　象　者　一　覧　表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

障がい種別		等級・程度	減免・割引など											
制度名称		頁	（軽）自動車税種別割・環境性能割の減免	交通運賃の割引	有料道路通行料金の割引	NHK放送受信料の減免	点字郵便物の無料扱い	吹田市民プールほか体育施設個人使用料の減免	青い鳥葉書の配布	携帯電話料金割引	万博公園の入園料・駐車場使用料の免除	NTT104無料番号案内	バリアフリー改修した住宅の固定資産税の減額	市営自転車駐車場の定期使用料の割引
			33～34	35～36	37	37	38	38	38	38	39	39	40	40
身体障がい（身体障がい者手帳）	視覚障がい	1	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
		5	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
		6	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
	聴覚または平衡機能の障がい	2	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
		3	○	○	○	○		○		○	○		○	○
		4	○	○	○	○		○		○	○		○	○
		5	○	○	○	○		○		○	○		○	○
		6	○	○	○	○		○		○	○		○	○
	音声・言語・そしゃく機能の障がい	3	○	○	○	○		○		○	○		○	○
		4	○	○	○	○		○		○	○		○	○
	肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	1	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○		○		○	○		○	○
		4	○	○	○	○		○		○	○		○	○
		5	○	○	○	○		○		○	○		○	○
		6	○	○	○	○		○		○	○		○	○
	内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器等）	1	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
		2	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
		3	○	○	○	○		○		○	○		○	○
		4	○	○	○	○		○		○	○		○	○
知的障がい（療育手帳）		A	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
		B1	○	○		○		○		○	○		○	○
		B2	○	○		○		○		○	○		○	○
難病														

制　度　対　象　者　一　覧　表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

障がい種別		等級・程度	文化・社会活動						その他						
制度名称		頁	点字版・声の市報すいたの発行	点字・録音図書・LLブックの貸出、デイジー図書再生機の貸出	対面朗読	図書の郵送貸出	ボランティア活動	手話講習会・要約筆記養成講座・点字講習会	福祉住宅の入居	駐車禁止除外指定車標章の交付	大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度	吹田市安心サポート収集	吹田市災害時要援護者支援制度	郵送等による不在者投票制度	聴覚や音声・言語機能の障がいのある方向けの119番通報
			41	41	41	41	42	43	44	44	45	45	46	46	47
身体障がい（身体障がい者手帳）	視覚障がい	1	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	
		2	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	
		3		○	○				○	○	○		○	○	
		4		○	○				○	○	○		○		
		5		○	○				○				○		
		6		○	○				○				○		
	聴覚または平衡機能の障がい	2							○	○	○	○	○		○
		3							○	○	○		○		○
		4							○				○		○
		5							○		○		○		○
		6							○				○		○
	音声・言語・そしゃく機能の障がい	3							○				○		○
		4							○				○		○
	肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	1				○			○	○	○	○	○	○	
		2				○			○	○	○	○	○	○	
		3							○	○	○		○		
		4							○	○	○		○		
		5							○		○		○		
		6							○		○		○		
	内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器等）	1				○			○	○	○	○	○	○	
		2				○			○	○	○	○	○	○	
		3				○			○	○	○		○	○	
		4							○		○		○		
知的障がい（療育手帳）		A				○			○	○	○	○	○		
		B1							○				○		
		B2							○				○		
難病											○		○	○	